

議 長 日程第 6 「議案第 6 号松田町指定地域密着型サービスの事業者の指定並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例」について、町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第 6 号松田町指定地域密着型サービスの事業者の指定並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を別紙のように定める。令和 3 年 3 月 2 日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴い、所要の改正をしたいので提案するものでございます。よろしくお願いします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

福祉課長 それでは、議案第 6 号松田町指定地域密着型サービス事業者の指定並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

指定居宅サービス等の事業の人員及び運営に関する基準の一部を改正する省令公布により、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等が改正されたことにより、所要の改正をするものでございます。

なお、本議案は松田町指定地域密着型サービスの事業者の指定並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、松田町指定地域密着型介護予防サービスの事業者の指定並びに事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに関わる介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例、松田町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例、松田町指定介護予防支援の人員の員数並びに支援の事業の運営及び介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例、以上の 4 条例を一括で改正の提案をさせていただくものでございます。

今回の主な改正点は、運営規程の追加として、虐待防止の措置事項の追加、パワーハラスメント等に関する禁止事項、業務継続計画の策定等として、感染症等発生時における早期サービス再開に向けた業務継続計画の策定、周知、研

修と訓練の実施規定や変更、衛生管理等の徹底及び向上として、感染症発生時を想定した蔓延防止に係る検討委員会、周知の方法、感染症予防、蔓延防止に係る指針の作成、指針に沿った研修と訓練の実施、虐待の防止策の具体的策定として、虐待防止対策を検討する委員会の定期的開催や、指針の整備、同指針に沿った研修の実施、また電磁的記録等に関する規定の見直しとして、サービス記録等を電磁的記録に換えることを可能とすることや、承諾や同意などに関する書類等の交付を、利用者の承諾のもと、電磁的方法に換えることを可能にするものなどがございます。

それでは、参考資料の新旧対照表で説明をさせていただきます。まず、新旧対照表の構成でございますが、1 ページから55ページまでが松田町指定地域密着型サービスの事業者の指定並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例に関するもの、56ページから78ページまでが松田町指定地域密着型介護予防サービスの事業者の指定並びに事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに関わる介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例に関わるもの、79ページから87ページまでが松田町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例に関するもの、88ページから最後の93ページまでが松田町指定介護予防支援の人員の員数並びに支援の事業の運営及び介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例に関するものとなっております。

今回は、町条例に定められているサービス提供事業者全てを網羅するために事業者ごとに同じ項目を追加する場合があります。重複している箇所の説明は、大変恐れ入りますが、割愛して説明をさせていただきます。

それでは、参考資料1 ページをお願いいたします。第3条指定地域密着型サービスの事業の一般原則でございます。第3項に虐待防止の基本原則を、続く第4項に国の提供する介護保険等関連情報等の適切な活用を新たに規定します。

おめくりいただきまして、3 ページをお願いいたします。下段、第31条になります。運営規程でございます。指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者に対するもので、事業者が定めるべき運営規程の中に第8号虐待の防止のた

めの措置に関する事項を追加するように定めます。

4 ページ、5 ページをお願いいたします。第32条勤務体制の確保等では、サービス提供の質を確保する観点から、事業者はセクハラ行為やパワハラ行為による従業員の就業環境が脅かされることのないような措置に関する事項の追加を、次の第32項の2、1号、2号、3号では、業務継続計画の策定、周知、見直しの規定を追加いたします。33条、衛生管理等では、感染症が発生した場合の蔓延防止等の措置等の規定を追加いたします。

6 ページ、7 ページをお願いいたします。中段、第34条では、前条の計画の周知についての規定を定め、続く第39条、地域との連携等では、サービス提供の際に設置される協議会におけるテレビ電話装置等、いわゆるオンラインでの開催の規定を定めるものでございます。

続きまして、40条の2では、虐待防止の具体的な措置を定めるもので、虐待防止のための対策検討委員会の設置と定期的な開催、その結果についての周知徹底を図ること。また次ページにまたがります8 ページ、9 ページをお願いいたします。指針の整備や研修会の開催担当者などの設置などを定めております。

続きまして、第47条、訪問介護員の員数からは事業所の種類が変わります。指定夜間対応型の訪問介護事業者に関するものでございます。8 ページから11 ページにまたがります。この事業所において、夜間オペレーションセンターを設置する場合の人員の規定を定めるもので、兼務できる事業所の種類の適用範囲を広げるものでございます。

続いて、11ページから14ページまでになります。運営規程への虐待防止の措置、セクハラ・パワハラ防止等、最初に説明しました指定定期巡回・随時対応型訪問看護介護事業と同様の規定を定めるものでございます。（「少しゆっくりお願いします。」の声あり）はい、すみません。

少し飛びます。14ページをお願いいたします。59条の12から18ページになります59条の20の3までは、事業種別は指定地域密着型通所介護事業所によるものでございます。

19ページをお願いいたします。19ページの中段、運営規程、59条の34から、

1枚おめくりいただきまして、20ページでございます。59条の38までが事業所種別といたしまして指定療養型の通所介護事業所に関する規定になっております。

それでは、21ページをお願いいたします。こちらから従業員の員数、第64条から、24ページになりますが、第80条までがこちらの事業所種別が指定認知症対応型通所介護事業所に関する規定となっております。こちら全て同様に、兼務の規定ですとか虐待防止に関する規定を定めております。

25ページをお願いいたします。25ページ、従業員の員数、第82条から、飛びまして29ページの準用、108条までが、こちらの事業所種別が指定小規模多機能型の居宅介護事業所に関する規定となっております。

30ページをお願いいたします。30ページ、110条から、飛びまして36ページの128条までが指定認知症対応型共同生活介護事業所、いわゆるグループホームの規定でございます。同様に、管理者の規定、兼務の規定ですとか、また虐待防止やセクハラ・パワハラに関する規定を定めております。

37ページになります。37ページをお願いいたします。138条から39ページ、2ページ飛びまして39ページの149条までが事業所種別、指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業所に関するもので、同様に運営規程への虐待防止の措置の位置づけ、セクハラ・パワハラ防止などの規定を設けております。

同じく39ページをお願いいたします。39ページの下段でございます。従業員の員数、151条から、少し飛びます。50ページの準用まで、189条までになりますが、こちらはユニット型を含めた指定地域密着型介護老人福祉施設に関するものでございます。

それでは、54ページをお願いいたします。第11章、雑則の電磁的記録等でございます。204条でございます。書類の電子的記録について規定をしております。

続きまして、56ページになります。本議案の第2条関係でございます。松田町指定地域密着型介護予防サービスの事業者の指定並びに事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的

な支援の方法に関する基準を定める条例に関するものでございます。第3条といたしまして、指定地域密着型介護予防サービス事業者全体の一般原則を、従業員の員数、第8条から、下段でございます従業員の員数、第8条から、飛びます、64ページの39条までが共用型を含む指定介護予防、認知症対応型の通所介護事業所に関する規定。65ページになります。65ページの従業員の員数から…員数、第44条でございます。から69ページの第65条までが事業所の種類が指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に関する規定。

続きまして、70ページでございます。70ページのやはり従業員の員数、第71条から、76ページの87条までが、こちらはサテライト型を含めた指定介護予防認知症対応型の共同生活介護事業所に関する規定でございます。いずれも同様に運営規程への虐待防止措置の位置づけ、セクハラ・パワハラ防止、業務継続や感染症蔓延防止などの規定を設けてございます。また、施設の構造により安全対策を図った上で、夜間に従事する者の人員の定めに変更が可能となる旨や、認知症に関しましては研修の義務づけの規定、具体的な外部評価の方法等が追加されてございます。

77ページをお願いいたします。第6章雑則で電磁的記録、第92条で電磁的記録についての利用者の同意を得て電磁的な記録によることができるという旨が規定されているものでございます。

続きまして79ページ、本議案第3条関係の松田町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例関連でございます。79ページ、第3条の指定地域密着型サービス事業の一般原則でございます。第5項に虐待防止の基本原則を、第6項に国の提供する介護保険関連情報等の適切な活用を新たに規定いたしました。

第5条に管理者の規定として、主任介護支援専門員の確保が難しい場合には、介護支援専門員でも可とする規定のほか、以下同様に運営規程への虐待防止の位置づけ、セクハラ・パワハラ防止、業務継続や感染症の蔓延防止、書類の電磁的記録についてなどの規定を設けてございます。

続きまして、88ページをお願いいたします。本議案第4条関係でございます。

松田町指定介護予防支援の人員の員数並びに支援の事業の運営及び介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例関連でございます。第4条、基本方針としてやはり虐待防止、介護保険関連情報の活用規定の追加のほか、同様に運営規程の中に虐待防止措置の位置づけ、同じくセクハラ・パワハラ防止、業務継続や感染症蔓延防止、書類の電磁的記録についての記録の追加をしているものでございます。

恐れ入ります。改正条例のほうをお開きください。39ページの附則でございます。39ページの附則でございます。この条例の施行期日ですが、令和3年の4月1日から施行する。ただし、松田町指定居宅介護支援等条例第15条第18号の2の次に1号を加える改正規定は令和3年10月1日から施行する。この経過措置につきましては、ケアプラン点検、検証の仕組みの変更に関するものですが、周知期間の確保のために10月から施行するものでございます。

また、以下の附則につきましては、第2項で虐待の防止、39ページ、第2項で虐待の防止、40ページ、第3項で業務継続計画の策定等、41ページ、第4項では感染症の蔓延の防止のための措置、同じく41ページ、第5項では認知症に係る基礎的な研修の受講、42ページ、第6項ではユニット型の介護老人福祉施設の定員を、第7項では同免責要件を、第8項では栄養管理、第9項では口腔衛生の管理、43ページの第10項では事故発生の防止等、11項では感染症蔓延防止に関する訓練の、それぞれ第8期介護保険事業計画期間中の努力義務に関する経過措置を定めております。条例上は「ものとする」となっておりますが、附則の中で努力義務ということで、「努める」「努めなければならない」…「講じなければ」というのを「講じるとともに、努めなければならない」等の努力義務の経過措置になっております。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議 6 番 井 上	長	担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。
	上	今ですね、一部改正で4条例を一括でですね、これで一部改正をするということで、虐待防止等の一部改正の内容というのは多いというふうに理解しましたが、松田町に該当するですね、事業所が、ここで今、参考資料のほうでの説

明の中でも、多種の事業所に対応する虐待防止等の条項を定めたものというところがあると思いますが、松田町に該当するですね、事業所の箇所数が分かればですね、お知らせいただきたいと思います。

福祉課長 それでは説明をさせていただきます。参考資料の新旧対照表で説明をさせていただきます。14ページをお開きください。14ページの59条の12のところがございます指定地域密着型通所介護事業所が松田町に2事業所ございます。30ページをお願いいたします。30ページの一番上ですね、指定認知症対応型共同生活介護事業所、こちらも2事業所ございます。続きまして70ページをお願いいたします。70ページの第71条の横にございます指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所、こちらも2事業所ございます。79ページになります。79ページの指定居宅介護支援ですので、こちらのケアマネジャー等の部分でございます。全部で対象が5事業所ございます。88ページのほうが、指定介護予防支援は松田町の包括支援センターのほうで行っている部分でございますので、こちらのほうになります。松田町、町内にあるのは以上でございます。あと、足柄上郡内に多数事業所等は存在…点在をしているというような状況でございます。以上です。

6番井上 ありがとうございます。これらの指定地域密着型サービス等の事業所で今、松田町にあるものということで、監督者は松田町になろうかと思います。こういったやっぱり高齢者対応の部分での虐待という部分がですね、松田町は起こることのないような管理監督というのをですね、お願いして終了とします。ありがとうございます。

議長 ほかにございますか。

(「ありません」の声あり)

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。質疑を打ち切り、討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論を省略し、採決を行って御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第6号松田町指定地域密着型サービスの事業者の指定並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。